

災害時等における応急活動に関する協定

新宿区（以下「甲」という。）と（指定管理者名）（以下「乙」という。）は、基本協定（令和〇年〇月〇日締結）第〇条に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第62条第1項に規定する応急措置（以下「応急措置」という。）に係る活動に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が、新宿区の区域内において災害対策基本法第2条第1号に規定する災害が発生し、又はまさに発生しようとするとき（以下「災害時等」という。）の応急措置として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者として乙が管理する新宿区立新宿NPO協働推進センター（以下「センター」という。）を、新宿区地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に定める一次避難所として開設し、その管理運営を行い、及びその他の災害の発生への防衛若しくは災害の拡大の防止のための活動（以下「災害応急活動」という。）を行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

（災害応急活動に係る事前の措置）

第2条 甲及び乙は、あらかじめ協議をした上で、災害応急活動の内容について可能な限り明らかにするとともに、災害応急活動の円滑な実施のための体制を確保しなければならない。

- 2 甲及び乙は、前項の協議を行うに当たっては、センターの施設の現況、災害応急活動に必要な物資その他災害応急活動の円滑な実施に関し必要な情報について交換しなければならない。
- 3 甲及び乙は、災害応急活動の円滑な実施のため訓練を行うときは、互いに協力してこれを行わなければならない。

（災害応急活動の実施等）

第3条 甲は、災害時等において、センターを一次避難所として開設することを決定したときは、乙に対し、ただちにその旨を新宿区災害対策本部長又は新宿区長の名義により通知しなければならない。

- 2 乙は、前項の規定による通知を受けたときは、自ら災害応急活動を行い、又は甲が自ら行う応急措置活動に協力しなければならない。
- 3 乙は、災害時等において、必要があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、センターを一次避難所として開設することを決定し、自ら災害応急活動を行わなければならない。
- 4 乙は、前2項の規定により災害応急活動を開始したときは、次に掲げる事項を実施しなければならない。
 - (1) ただちに災害応急活動を開始した旨を甲に通知すること。
 - (2) 当該災害応急活動の状況を記録し、適時に甲に報告すること。
- 5 甲は、前項第1号の規定による通知又は同項第2号の規定による報告を受けたときは、乙に対し当該災害応急活動の実施に関し必要な指示をし、又は自ら当該災害応急活動を行わなければならない。

(費用負担)

第4条 乙は、前条の規定により行われた災害応急活動に係る費用を支弁したときは、当該災害応急活動の内容及び費用について、甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、乙との協議により、法令等の規定及び災害応急活動の内容等を勘案して必要と認められる範囲内において、当該災害応急活動に係る費用の全部又は一部を負担する。

(事業者としての責務)

第5条 乙は、第2条及び第3条に定めるもののほか、災害応急活動施設の管理者としての責務その他の地域防災計画に定める事業者の基本的責務を果たさなければならない。

(協定期間)

第6条 この協定の協定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(協議事項)

第7条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日 (締結日)

甲 住所 東京都新宿区歌舞伎町一丁目4番1号

新宿区長

乙 住所
事業者名
代表者名